

一緒に考えませんか、みたかの憲法 三鷹市自治基本条例検討試案 ができました

市では、平成14年度より自治基本条例（仮称、以下同じ。）の制定に向けた取り組みを進めてきましたが、条例要綱案の策定に続く次のステップとして、条例に定める内容を素案としてまとめた「三鷹市自治基本条例検討試案（以下、条例試案）」を策定しました。

昨年7月に条例要綱案を公表し、その後「まちづくり懇談会」や「出前説明会」を開催するなどの市民参加の取り組みを行ってまいりましたが、この条例試案は、市民の皆さんや各方面からお寄せいただいたご意見をふまえ、それを反映させて策定したものです。今後、この条例試案についても、広く市民の皆さんのご意見を伺いながら「みたかの憲法」となる自治基本条例の制定を進め、平成17年度の市議会への提案を目指します。

（3面に条例試案の主な規定と解説）



自治基本条例Q&A

1

なぜ、「自治基本条例」をつくるの？ また「条例要綱案」と「条例試案」の違いは？

2000年の分権改革により国と地方は対等・平等の関係になり、自治体は国の下部機関ではなく、より自立した「地方政府」として、その役割と責務が増大しました。そこで、基本法として国に憲法があるように、自治体においても自治基本条例を整備することにより、市民の権利や、市民参加などの自治運営の仕組みを明確に定め、市民自治による協働のま

ちづくりを一層進めるために条例制定の取り組みを進めています。

また条例要綱案は、条例に盛り込む内容を項目ごとに整理し、条例案の全体像がわかるようにしたのですが、条例試案は、市議会に条例案（議案）を提案する前に、さらに皆さんのご意見を伺うために、素案を条文形式で取りまとめたものです。

2

「条例要綱案」と比べ「条例試案」で追加されたものは？

市民の皆さんなどからのご意見をふまえ、「事業者等の権利、責務」に関する規定を設け、事業者等のまちづくりに参加する権利とともに、事業者等の責務として、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現に寄与するこ

となどを定めました。他には、市の組織に関する規定として、市民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズに的確に対応するように編成する旨の規定を追加しました。

3

では「条例要綱案」から「条例試案」で変更や削除があったものは？

適法・公正な市政運営を進めるための取り組みのひとつとして、条例要綱案では既設のオンブズマン制度を活用した「公益通報者保護制度」の創設を提起していましたが、お寄せいただいたご意見をふまえ、今後、「公益通報者保護制度」のあり方について、さらに検討を進めることとしました。また要綱案では、自治基本条例が行政の仕組みだけでなく、政策本位の市長選挙の実施など、地域デモクラシ

一の課題も自治基本条例で定める必要があるとのまちづくり研究所の提言を踏まえて、市長選挙に立候補する者の選挙公約（マニフェスト）のあり方などについて規定していましたが、しかし、この規定に対して市民の皆さんなどから寄せられた意見では、公職選挙法が改正されていない現状においては、自治基本条例で規定することは慎重であるべきであるとの意見が多く見送ることとしました。



自治基本条例制定に向けた
これまでの取り組みと今後の予定

平成12年10月
自治基本条例の制定を市民から提案される
基本構想・第3次基本計画の策定に向け、「みたか市民プラン21会議」から提言書が市に提出され、その中で、自治基本条例の制定が、参考試案も添付されて提案された。

平成13年11月
自治基本条例の制定が計画に掲げられる
自治基本条例の制定を主要事業とした第3次基本計画が確定する。

平成14年10月
まちづくり研究所第2分科会が発足
西尾勝国際基督教大学教授を座長として、他の学識研究員2名、公募委員2名を含む市民研究員8名の計11名で、自治基本条例を検討する第2分科会がスタートする。

平成14年10月～平成15年10月
第2分科会の検討が進められる
市民の傍聴のもと、分科会は平成15年10月までに12回開催され、しばしば議論は白熱した。

平成15年11月
第2分科会報告書が提出される
西尾勝座長から清原市長へ、分科会報告書「三鷹市自治基本条例について」が手渡される。

平成16年1月
フォーラムを開催する
第2分科会報告書の内容を広く市民の皆さんに伝えるために、「みたかの自治基本条例を考えるフォーラム」を開催し180名が参加

平成16年7月
条例要綱案を公表
第2分科会の提言や、フォーラムなどを通して寄せられた意見をふまえ、「三鷹市自治基本条例要綱案」を公表する。

平成16年7月～平成17年2月
条例要綱案の説明と意見聴取を行う
条例要綱案について広くご意見を聞くために、まちづくり懇談会や出前説明会を開催。出前説明会は7回開催し、延べ180名の市民の方と懇談を行う。また市民グループなどから条例要綱案に対する意見書が提出される。

平成17年3月
条例試案を公表
条例要綱案に寄せられた意見をふまえ、「三鷹市自治基本条例検討試案」を策定し、公表する。
今後、条例試案についての市民参加をさらに進め、平成17年度中に市議会へ条例案を提案する予定です。

